



# 博士論文のインターネット公表義務化と大学図書館

内島秀樹

## 1. はじめに

2012年度の中央教育審議会大学分科会大学院部会での審議を経て、学位規則の改正が行われた。改正は平成25(2013)年3月11日付の高等教育局長通知により各学位授与機関に対して通知された。改正規則は、2013年4月1日以降申請され、学位が授与された博士論文に適用される。本稿では、学位規則改正の背景と骨子、公表の仕組み、大学図書館界の取り組みについて概説する。

## 2. 学位規則改正の背景

我が国では、2005年より、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築支援事業(以下、支援事業)が実施され、大学等における機関リポジトリ(以下、IR)導入が急速に進展した。2013年7月現在、支援事業のHP<sup>1)</sup>によると、国公私立大学や独立行政法人によるIR設置数は292を数え、世界第2位となっている。コンテンツ数(本文あり)は118万件を超えて、IRによる研究成果のオープンアクセス化の影響は学術情報流通にとって無視できないものとなりつつある。このうち、2013年7月段階で、学位論文は4.2%の50,317件で、2012年の年間ダウンロード数は、190,171件である。

このような国内の状況も踏まえて、国の政策文書にも変化が表れつつある。

2011年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画<sup>2)</sup>では、国は「大学や公的研究機関における機関リポジトリの構築を推進し、論文、観測、実験データ等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する」(同基本計画 4. 国際水準の研究環境及び研究開発基盤の

整備(3)研究情報基盤の整備)としている。

さらに、2012年7月に公開された科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤整備作業部会の報告書<sup>3)</sup>では、「学位論文は、学位取得者の研究成果としてのみならず、学位授与大学の大学院教育の成果でもあり、専門分野の最新動向を反映するものとして利用ニーズが高い状況がある。大学の社会への成果還元、さらには説明責任を果たす観点からも、学位論文の機関リポジトリへの登録を一層促進することが重要である」として、学位論文の電子化とIR登録に向けて一歩踏み込んだ提案をしている。

このように学位論文の公表方法に関して時代に即応した手段を取ることが必要であり、インターネット時代の学術情報流通の在り方としてオープンアクセスがふさわしいという行政の判断が背景にある。

## 3. 学位規則改正の骨子

学位規則の改正は各国公私立大学長および独立行政法人大学評価・学位授与機構長あてに送付された3月11日付の「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(文部科学省高等教育局長通知、以下「局長通知」)<sup>4)</sup>により周知された。「局長通知」には、「公表」方法の変更に伴う新たな送付方法を説明するために、国立国会図書館(以下NDL)の「学位規則改正に伴う博士論文等の送付に係る運用の変更について(概要)」が添付されている。

昭和28年文部省令第九号として制定された旧学位規則の第八条は、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の学位授与機関による「公表」を、

第九条は学位取得者による博士論文の「印刷公表」を、「やむを得ない事由」があり本文を「印刷公表」できない場合は内容の要約の「印刷公表」を義務付けている。

今回の改正は、第八、第九条に関する次の点である。

まず、第八条の「公表」を「インターネットの利用による公表」とした。

次に、第九条の「印刷公表」を「公表」とした上で、これらの「公表」はすべて「当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行う」とした。「やむを得ない事由」がある場合には本文に替えて本人作成の「要約」の「公表」が可能であるが、博士論文本体はNDLおよび学位授与機関で館内閲覧に供されることが必要となる。さらにNDLへの送付はNDLの新システムがインターネット上で自動収集することになり、学位授与機関による能動的な送付は原則として不要になる。

\*

「局長通知」は、今回の改正は「教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点」か

ら、「当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用により公表する」よう関係規程の整備を行うものであり、その目的は「博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されていた」公表の仕組みを(1)「情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成する」こと、(2)「学位を授与された者の印刷に係る負担軽減」の2点とした。また、インターネットの利用による公表にあたり、IRによる公表を原則とすること、IRを持たない大学等においては、「教育研究成果のオープンアクセス」化の重要な手段であるIRを整備することを求めている。

このように「局長通知」は博士論文を含む教育研究成果のオープンアクセス化を推進する意思を示した上で、その手段としてIRの利用・整備をうたっており、2. で述べた学術情報流通のオープンアクセス化という潮流に沿ったものと言えよう。

#### 4. 博士論文公表の仕組み

今回の改正による博士論文の公表は原則として以下の仕組み(図1)によって行われる。

各大学では電子化された博士論文を担当部署から受け取り(②)、メタデータとともにIRに登録

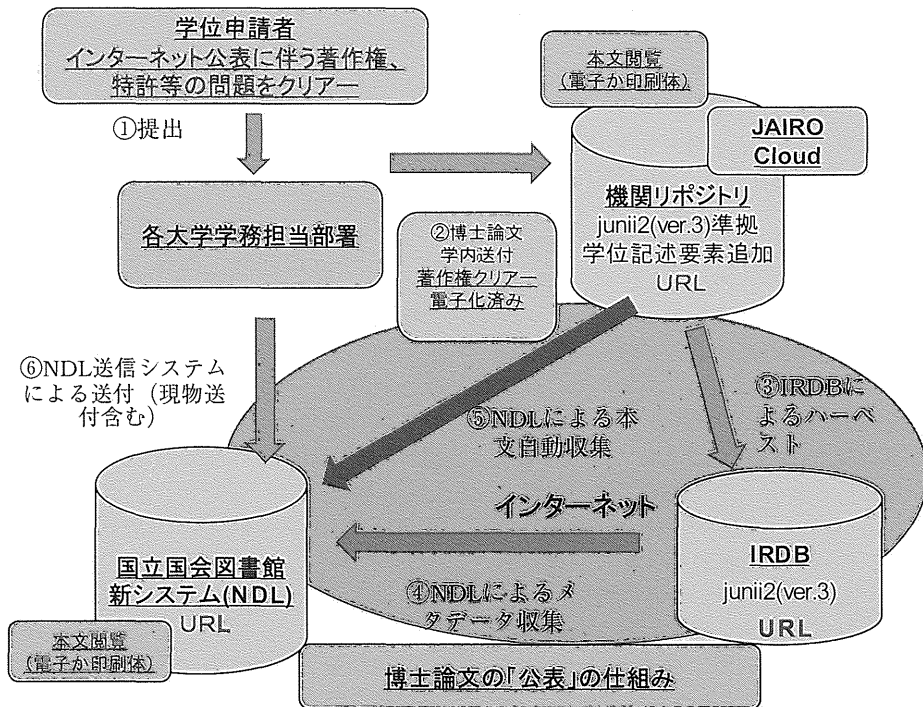


図1. インターネット上の博士論文公表の仕組み

すると、メタデータは国立情報学研究所（以下、NII）のIRDB（機関リポジトリデータベース）により自動収集（③）される。NDLはIRDBから博士論文に関するメタデータを自動収集（④）し、メタデータ中のURL情報に基づいて各大学のIRから博士論文本文を自動収集（⑤）する。これらはすべてインターネット上でのシステムの動きである。IRを持たない学位授与機関は、NIIが提供する共用リポジトリJAIRO Cloudを利用することもできる。IRを持たない機関は、当面の間、NDLの送信システムを利用して電子媒体を送付（⑥）し、NDLの新システムから公表することも可能である。

また、「やむを得ない事由」により、本文のインターネット公表を見合わせる場合は、本人作成の「要約」を学位授与機関のIR等から公表し、博士論文（印刷物であれ電子媒体であれ）を学位授与機関とNDLで閲覧に供する必要がある。NDL送付は電子媒体の場合、NDLの送信システムを利用（⑥）することが可能である。この場合は館内で閲覧されることになり、「やむを得ない事由」が解消した時には本文をIRから公表しなければならない。

## 5. 大学図書館界の対応

国立国会図書館と大学図書館との連絡会（大学図書館側は国公立大学図書館協力委員会構成メンバーが参加）の下に、「学位論文電子化の諸問題に関する検討ワーキング・グループ」（以下、WG）が2006年度に設置され、2008年には学位論文電子化に関する報告書<sup>5)</sup>を公開している。WGは、NDL、NII、国公立大学図書館協力委員会常任幹事館等の職員から構成されている。

今回の改正にあたってWGが対応することになり、学位（博士）授与大学数とIR既設置の大学数とのギャップ等の状況を踏まえて「学位規則改正に対する留意事項」および「同解説」（以下、「留意事項」）<sup>6)</sup>を作成し、国公立大学図書館協力委員会委員長館を通して、国公立の各大学図書館協（議）会宛参考情報として送付した。

「留意事項」は、大学図書館が留意すべき事項と主担当部署が留意すべき事項に分けて記載した。学位授与に関与するのは主に学務を担当する部署であり、大学図書館の役割は限定されているからである。4で述べた公表のシステム（図1）に合わせて、主に以下の3点が大学図書館の留意事項とされ、解説が付された。

- 1 IRによる公表であり、NIIのIRDBによるメタデータの自動収集を通してNDLが本文を各IRから自動収集する仕組みであること。JAIRO Cloudも利用可能であること
- 2 1を実現するために、NIIのIRのメタデータ標準であるjunii2の改訂版（学位論文を記述するための改訂）<sup>7)</sup>に準拠すべきであること
- 3 博士論文の電子ファイルはWGの2008年の報告で推奨したPDF/A（ISO-19005）が望ましいこと

「留意事項」の配布以降の大きなイベントとしては、2013年6月7日にNIIが主催したオープンアクセスサミット2013の一部として、「博士論文のオープンアクセスを実現する」<sup>8)</sup>と題して講演会が開催され、図書館職員にとどまらない広汎な関係者による情報共有が行われた。なお、NDLによる自動収集は2014年度から開始予定である。

### 注

- 1) IRDB コンテンツ分析  
<http://irdb.nii.ac.jp/analysis/index.php>
- 2) 科学技術基本計画  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/19/1293746\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/19/1293746_02.pdf)
- 3) 学術情報の国際発信・流通力強化に向けた基盤整備の充実について  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/08/02/1323890\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/02/1323890_1_1.pdf)
- 4) 学位規則の一部を改正する省令の施行等について  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm)
- 5) 「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」中間報告  
[http://www.janul.jp/j/documents/coop/gakui\\_20\\_0327.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/gakui_20_0327.pdf)
- 6) 学位規則改正に対する留意事項  
[http://www.janul.jp/j/documents/coop/gakui\\_25\\_0311.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/gakui_25_0311.pdf)
- 7) メタデータフォーマットjunii2（バージョン3.0）  
<http://www.nii.ac.jp/irp/archive/system/junii2.html>
- 8) 博士論文のオープンアクセスを実現する  
[http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA\\_summit/#part2](http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/#part2)

\*アクセスはすべて2013年7月31日確認

（うちじま ひでき：筑波大学附属図書館）

[NDC9:017.7 BSH:1.大学図書館 2.学位論文]